

白山市被災宅地復旧支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和6年1月1日に能登半島において発生した地震（これに伴う余震を含む。以下「地震」という。）により被災した宅地（地震発生時に住宅の用に供されていたものに限る。以下「被災宅地」という。）の復旧により生活の安定を図るため、被災宅地の復旧に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、白山市補助金交付規則（平成17年白山市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、地震発生時の被災宅地の所有者、管理者又は占有者（管理者又は占有者にあつては、所有者の全部又は一部から工事の施工について承諾を得た者に限る。以下「所有者等」という。）とする。

(補助対象費用)

第3条 補助の対象となる費用は、被災宅地の所有者等が行う地震に起因する宅地被害にかかる工事（当該工事に係る調査及び設計を含む。）で、次の各号に掲げるものに要する費用とする。

- (1) 宅地被害に対して原形に復旧することを基本とした工事で、次に掲げるもの
 - ア のり面を対象とするもの
 - イ 擁壁を対象とするもの（旧擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設設置工事を含む。）
 - ウ 地盤を対象とするもの（陥没への対応工事及び地盤に関する排水施設設置工事を含む。）
- (2) 住宅建屋（住宅及び住宅に附属する用途に供する建築物。以下同じ。）
下の地盤を改良する工事
- (3) 住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事

2 対象工事の施工範囲は、地震により被災した箇所及びその復旧のために必

要と市長が認める部分とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事に要する費用は、対象としない。

- (1) 補助金を受けた宅地における工事
- (2) 宅地開発などの事業の用に供されている宅地における工事
- (3) その他、市長が適当でないと認める工事
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の費用から500,000円を控除した額に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、7,666,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 対象工事の設計図書(位置図、計画平面図等を含む。以下同じ。)
- (2) 対象工事の見積書の写し及び工事費内訳書
- (3) 被災宅地の被災状況を確認できる資料
- (4) 被災宅地の所有者(申請者を除く。)の承諾書
- (5) 被災宅地の登記全部事項証明書及び公図の写し
- (6) 被災宅地が住宅の用に供されていたことが確認できる資料
- (7) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助事業者(規則第2条第3号の補助事業者をいう。)は、補助事業(規則第2条第2号の補助事業をいう。)が完了したときは、次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告するものとする。

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) 対象工事の完成図書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(申請書等)

第7条 この告示の実施に必要な申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 規則第3条に規定する補助金交付申請書(規則様式第1号)

- (2) 規則第 5 条に規定する補助事業変更等承認申請書（規則様式第 2 号）
 - (3) 規則第 6 条に規定する補助金交付決定通知書（規則様式第 3 号）
 - (4) 規則第 12 条に規定する補助事業実績報告書（規則様式第 5 号）
 - (5) 規則第 13 条に規定する補助金交付確定通知書（規則様式第 6 号）
 - (6) 規則第 15 条に規定する補助金請求書（規則様式第 7 号）
- （その他）

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。